

第9期介護保険事業計画における介護保険料の算定について

1 介護保険料の決め方

介護保険料は、介護保険事業計画（3年ごとに策定）に基づき、市町村ごとに、介護サービスにかかる費用に応じて「**基準額**」を算出します。本市では、市民税の課税状況や所得金額に応じた「**所得段階区分**」を15段階に設定しており、それぞれの段階に設定する「**保険料率**」を基準額に乘じ、介護保険料を決定します。

・ **基準額の決め方** 久喜市の介護保険サービスの総費用
見込額（第1号被保険者負担分）

$$\text{基準額（年額）} = \frac{\text{久喜市の第1号被保険者数}}{\text{久喜市の第1号被保険者数}}$$

・ **所得段階区分について**

国の示す標準段階以上として、各市町村で設定可能。ただし、第1段階から第5段階までを区分する所得金額（所得区分の境界）については、変更不可（介護保険法施行令）。

・ **保険料率（基準額に対する割合）について**

各段階における保険料率については、介護保険法施行令において、国が定める乗率を標準として市町村が定める割合とされており、各市町村で設定可能。

2 第9期の給付見込みが第8期と比べて増加する要因

・ **第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の増加とそれに伴う要介護認定者の増加**

第1号被保険者数: R5年度 47,693人 → R8年度 48,516人 伸び率 101.7%
要介護認定者数 : R5年度 7,462人 → R8年度 8,203人 伸び率 109.9%

・ **施設系サービスの整備見込み**

介護付有料老人ホーム 2施設 126床

・ **地域密着型サービスの整備見込み**

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）定員 18人 1事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所

3 その他の諸条件

・介護報酬の改定 1. 59%増

内訳 介護職員の処遇改善分0.98%、介護職員以外の処遇改善分0.61%

・第1号被保険者・第2号被保険者の負担率

被保険者の負担率は、国の政令により、第1号被保険者・第2号被保険者の人数の比率に基づき、3年ごとに見直されます。第9期の負担率は第8期と同率です。

第6期負担割合		第7・8・9期負担割合	
第2号被保険者	第1号被保険者	第2号被保険者	第1号被保険者
28%	22%	27%	23%

・公費による低所得者の保険料の軽減

介護保険法の改正により、平成27年4月から、公費を投入して低所得者（第1・2・3段階）の保険料の軽減が図られている（国：1/2 県：1/4 市：1/4）。

国の標準乗率と最終乗率（公費投入後の保険料率）

	第8期			第9期		
	標準乗率	公費軽減負担割合	最終乗率	標準乗率	公費軽減負担割合	最終乗率
第1段階	0.5	0.2	0.3	0.455	0.17	0.285
第2段階	0.75	0.25	0.5	0.685	0.2	0.485
第3段階	0.75	0.05	0.7	0.69	0.005	0.685

4 国の定める標準所得段階、標準乗率、基準所得金額等（第9期）について…別紙1

国の標準所得段階と最終乗率（第8期と第9期の比較）

段階	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
第8期	0.3	0.5	0.7	0.9	1	1.2	1.3	1.5	1.7	—	—	—	—
第9期	0.285	0.485	0.685	0.9	1	1.2	1.3	1.5	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4

※ 第9期においては、13段階とし、高所得者の乗率引き上げによる増収分を低所得者の乗率引き下げに充てることで、低所得者の保険料上昇の抑制を図るものとなっています。

また、保険料の多段階化により、制度内での対応が強まることを踏まえ、低所得者の負担軽減に利用されている公費の一部（公費の負担割合の減少分）については、現場の従事者の処遇改善を始めとする介護に係る社会保障の充実に活用されます。

5 第9期介護保険料（基準額）の算定のポイント

・介護保険給付費準備基金の取り崩しについて

介護保険制度において、計画期間内に必要となる保険料については各計画期間における保険料で賄うことを原則としていることから、計画期間の終了時の介護保険給付費準備基金の剰余額は次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが一つの考え方です。

6 本市の所得段階と保険料率（乗率）（第8期と第9期）…別紙2

8期の所得段階区分を引き継ぎ、

保険料率については、第1段階を国の標準乗率（0.285）とし、第2段階以降は、第8期の保険料率を引き継ぎます。

段階	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
第8期	0.3	0.4	0.65	0.8	1	1.15	1.35	1.55	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.3	2.5
第9期	0.285	0.4	0.65	0.8	1	1.15	1.35	1.55	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.3	2.5

※ 引き続き所得段階を15段階とし、高所得者層の保険料率を高く設定、低所得者層に対しては、国の標準乗率よりも更に低い保険料率を設定します。

※ 第6段階以降の所得段階の境界は国とは異なります。

基金取り崩し額	基準額（月額）	第8期比
1,180,000,000円	5,355円	+194円 3.8%増

※ 第8期基準額 5,161円

※ 基金の取り崩しによる保険料（基準額）の抑制効果 681円

7 他市町村（58自治体）の状況 川越市の調査（令和5年12月時点）

第8期基準額（月額）との差額	自治体数
1,000円以上の増	2
750円～999円の増	5
500円～749円の増	11
250円～499円の増	15
1円～249円の増	7
0円	8
未定	10